

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長泉町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県駿東郡長泉町長

公表日

令和3年3月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、各対象者への予防接種予診票の送付、予防接種の実施、予防接種の結果管理、実費の徴収を実施する。(新型インフルエンザの予防接種を含む) 特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び予防接種法に基づき、以下の事務において、収集を行う。 ①定期予防接種の予診票(接種票、接種券)の発行 ②定期予防接種の結果管理 ③定期予防接種の未接種者の把握・勧奨 ④実費の徴収
③システムの名称	予防接種システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項、別表第一項番10、別表第一項番93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 予防接種法 第5条第1項、第6条第1項、第6条第3項、第28条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第7号、別表第二 <別表第二における情報照会の根拠> 項番16の2、17、18、19、115の2 <別表第二における情報提供の根拠> 項番16の2、115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部門健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町企画財政課企画調整チーム 055-989-5504 kikaku@town.nagaizumi.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町企画財政課企画調整チーム 055-989-5504 kikaku@town.nagaizumi.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<別表第二における情報照会の根拠> 項番18	<別表第二における情報照会の根拠> 項番16の2、17、18、19 <別表第二における情報提供の根拠> 項番16の2	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署②所属長	露木 伸彦	削除	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	新設	健康増進課長	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目1. 対象人数—いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目2. 取扱者数—いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	新設	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用—目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か。	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用—種類のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か。	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続—目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続—不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策 8. 監査	新設	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	新設	十分である	事後	
令和3年3月12日	I 関連情報 1 特定個人情報提供ファイルを取り扱う事務②事務の概要	新設	(新型インフルエンザの予防接種を含む)	事後	
令和3年3月12日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	新設	別表第一項番93の2	事後	
令和3年3月12日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	新設	別表第二項番115の2	事後	